

社会福祉法人各位

岡山県県民生活部くらし安全安心課

事業所における防犯責任者設置に関するお願い

平素から安全・安心まちづくり行政の推進につきまして、御理解と御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、県では、犯罪のない安全で安心な社会の実現を目指して、平成18年9月、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を施行し、県民の方々をはじめ、市町村、事業者、地域団体、ボランティア・NPOなどとの適切な役割分担と連携・協働により、積極的に安全・安心まちづくりを進めています。

この条例では、事業者における犯罪の防止を図るため、事業所ごとに防犯活動の中心となる「防犯責任者」の設置をお願いしています。何卒、条例の趣旨を御理解の上、防犯責任者の届出を御検討いただきますよう、お願い申し上げます。

1 「防犯責任者」とは

事業所が、強盗や窃盗などの犯罪被害に遭わないための、犯人の目線に対応した自主防犯対策を推進する防犯リーダーです。

例えば、社会福祉法人における各施設管理者、事業経営者、支配人などの方になっていただいております。原則、1事業所ごとに1人選任してください。

2 防犯責任者の役割

具体的には

- ・ 防犯体制の確認と整備
- ・ 防犯設備の点検と整備

などが挙げられますが、重要なことは、防犯責任者を中心に事務所の全ての方が適切に役割分担をしながら、事業所全体の防犯意識を向上させることです。

3 届出

防犯責任者を設置したら、別紙の届出書に必要事項を記載の上、郵送若しくはFAXでお届け下さい。（無料）

後日、「防犯責任者設置事業所」のプレートを送付します。



(23.5cm×7.0cm)

アルミ製

4 その他

岡山県HP（くらし安全安心課）に、設置の必要性や役割などのポイントなどを掲載しています。

《問合せ先》 岡山県庁 くらし安全安心課（担当 狩山） 086-226-7259
《HP掲載場所》

岡山県トップページ (<http://www.pref.okayama.jp/>) ▶組織で探す
▶県民生活部 ▶くらし安全安心課 ▶事業所における防犯責任者の設置促進